

日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、定住人口の増加を図るとともに、居住誘導区域への人口誘導を促進し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、居住誘導区域内の住宅を取得する者等に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 日高市立地適正化計画(令和2年3月策定)における居住誘導区域をいう。
- (2) 土地区画整理事業地区 高麗川駅西口地区、武蔵高萩駅北地区、明婦地区、寺脇地区の各土地区画整理事業地区をいう。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の住宅を取得しようとする世帯の世帯主又はその配偶者（日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年告示第256号）第6条第1項の宣誓者であるパートナーを含む。以下同じ。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 対象世帯の世帯主又はその配偶者の双方又はいずれかが補助金の申請を行う年度の4月1日現在で40歳未満であること。
- (2) 対象世帯について、補助金の交付後、継続して5年以上居住することが見込めること。
- (3) 対象世帯が次のいずれかに該当すること。
 - ア 世帯主又はその配偶者がその15歳未満の子（満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を含む。）と同居していること。
 - イ 世帯主又はその配偶者について、出産の予定があること。
- (4) 対象世帯に市税の滞納がないこと。
- (5) 対象世帯に日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (6) 当該住宅取得に係る契約締結者であること。
- (7) 当該住宅のある地区の自治会への加入意思があること。

(8) 日高市多世代家族同居近居促進事業補助金（以下「同居近居補助金」という。）又はこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

2 当該住宅が共有名義であるときは、共有者のいずれか1人を補助対象者とする。

（補助事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす市内の新築住宅又は中古住宅の取得とする。ただし、別荘等一時的に使用する住宅及び賃貸、販売等自己の居住の用に供さない住宅は除く。

(1) 居住誘導区域内に存する新築住宅又は中古住宅であること。ただし、居住誘導区域外に存する住宅であっても、日高市空き家・空き地バンク実施要綱（平成29年告示第292号）に基づく空き家・空き地バンクに登録された物件である場合は、この限りでない。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令の基準に適合した住宅（昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅にあつては、耐震診断を実施済み、又は第11条第1項の提出期限までに実施する予定である住宅に限る。）であること。

(3) 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、かつ、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）であること。

(4) 補助対象者が市内で初めて取得する住宅であること。

(5) 当該住宅の取得に係る所有権保存登記又は所有権移転登記が令和3年4月1日以降に補助対象者の名義で行われた住宅であること。

(6) 同居近居補助金又はこの要綱に基づく補助金を受けたことのある住宅でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、新築住宅又は中古住宅の取得に要する経費とする。

（補助額等）

第6条 前条の経費に対する補助額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該取得価格が補助額に満たない場合は、当該取得価格を補助額とする。

住宅の所在地	空き家・空地バンクへの登録	補助額
土地区画整理事業地区内	有り	60万円
	無し	50万円
土地区画整理事業地区外の居住誘導区	有り	35万円

域内	無し	25万円
居住誘導区域外	有り	10万円
	無し	—

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、工事請負契約又は売買契約の契約締結日が属する年度内とする。ただし、これにより難い場合は、別に市長が指定した日とする。

2 規則第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項は、記載を要しないものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金交付申請に係る誓約書兼同意書(様式第2号)

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 母子健康手帳の写し(対象世帯が第3条第1項第3号イに該当する場合に限る。)

(4) 住宅取得に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

(5) 住宅の位置図、配置図及び平面図

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(変更の届出)

第9条 交付決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更するときは、日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し承認の可否を決定するとともに、日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付申請をした者は、その申請を取り下げるときは、日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金交付申請取下書(様式第6号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

(報告書の様式等)

第11条 規則第12条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとし、その提出期限は、第4条第5号に係る所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日の翌日から起算して新築住宅にあつては30日、中古住宅にあつては90日を経過する日又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日を原則とする。

2 報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 取得した住宅へ移転後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 住宅取得に係る登記事項証明書(全部)の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第12条 市長は、報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けた者は、日高市子育てファミリーウエルカム事業補助金交付請求書(様式第9号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(令和3年12月17日告示第277号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。